

令和3年度（2021年度）病床機能再編支援事業費給付金支給要綱

（目 的）

- 1 病床機能再編支援事業費給付金は、地域医療構想の実現に向けた取組を一層推進させることを目的として、医療機関の病床削減や再編統合に対し、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内において支給する。

（支給対象者）

- 2 この給付金の支給対象者は、次のとおりとする。

（1）単独支援給付金

平成30年度病床機能報告において、平成30年（2018年）7月1日時点の病床機能について、高度急性期機能、急性期機能及び慢性期機能（以下「対象3区分」という。）と報告した病床数の減少を伴う病床機能再編に関する計画（以下「病床機能再編支援事業計画」という。）を作成し、令和2年（2020年）4月1日から令和4年（2022年）3月31日までの間に対象3区分のいずれかの病床の削減を行う医療機関の開設者又は開設者であった者

（2）統合支援給付金

地域医療構想に基づく医療機関の統合計画に参加し、平成30年度病床機能報告において、平成30年（2018年）7月1日時点の病床機能について、対象3区分のいずれかの病床の削減を伴う統合計画に、令和2年（2020年）4月1日から令和4年（2022年）3月31日までの間に合意した医療機関（以下「統合関係医療機関」という。）の開設者

（3）債務整理支援給付金

地域医療構想に基づく医療機関の統合において、統合計画に参加し、統合後に存続している医療機関であって、統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために金融機関から新たに融資を受けた医療機関（以下「承継医療機関」という。）の開設者

（支給要件）

- 3 この給付金の支給要件は、次のとおりとする。

（1）単独支援給付金

ア 地域医療構想を実現するため、病床削減医療機関について、病床の機能分化・連携に必要な病床数の削減を行うものであるという地域医療構想調整会議の議論の内容及び北海道医療審議会の意見を踏まえ、知事が必要と認めたものであること。

イ 病床削減医療機関における病床削減後の許可病床数が、平成30年度病床機能報告における稼働病床数の合計の90%以下であること

ウ 同一年度内に単独支援給付金の支給を受けていないこと。

（2）統合支援給付金

ア 地域医療構想を達成するために必要な統合であるとして、地域医療構想調整会議の議論の内容及び北海道医療審議会の意見を踏まえ、知事が必要と認めたものであること。

イ 統合関係医療機関のうち1以上の病院が廃止（有床診療所化及び診療所化を含む。）となること。

ウ 統合後、統合関係医療機関のうち1以上の医療機関が運営されていること。

エ 令和8年度（2026年度）までに統合が完了する計画であり、全ての統合関係医療機関が計画に合意していること。

オ 統合関係医療機関の対象3区分の総病床数の10%以上削減すること。

（3）債務整理支援給付金

ア 地域医療構想を達成するために必要な統合であるとして、地域医療構想調整会議の議

論の内容及び北海道医療審議会の意見を踏まえ、知事が必要と認めた統合計画において、統合後に存続している医療機関であること（統合支援給付金の対象となる統合関係医療機関として認められていること。）

- イ 統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために金融機関から新たに融資を受けていること。
- ウ 金融機関から取引停止処分を受けていないこと。
- エ 国税、社会保険料、労働保険料を滞納していないこと。

（支給額の算定方法）

4 この給付金の支給額の算定方法、次のとおりとする。

（1）単独支援給付金

ア 平成30年度病床機能報告において、対象3区分として報告された病床の稼働病床数の合計から一日平均実働病床数（対象3区分の許可病床数に対象3区分の病床稼働率を乗じた数をいう。以下同じ。）までの間の削減について、対象3区分の病床稼働率に応じ、削減病床1床あたり次の表の額を支給する。病床稼働率については、平成30年度病床機能報告の数値を用いて算出するものとする。

なお、平成30年度病床機能報告から令和2年4月1日までに病床機能再編や休棟等により稼働病床数に変更があった医療機関については、平成30年度病床機能報告時の対象3区分の稼働病床数又は令和2年4月1日時点の対象3区分の稼働病床数のいずれか少ない方を基準とすること。

病床稼働率	削減する場合の1床あたり単価
50%未満	1,140 千円
50%以上 60%未満	1,368 千円
60%以上 70%未満	1,596 千円
70%以上 80%未満	1,824 千円
80%以上 90%未満	2,052 千円
90%以上	2,280 千円

イ 一日平均実働病床数以下まで削減する場合は、一日平均実働病床数以下の削減病床については、1床あたり、2,280千円を支給する。

ウ ア及びイの算定にあたっては、以下の病床数を除く。

- (i) 回復期機能、介護医療院に転換する病床数
- (ii) 過去に令和2年度病床機能再編支援補助金における地域医療構想を推進するための病床削減支援給付金及び本事業の支給対象となった病床数
- (iii) 同一開設者の医療機関へ病床を融通した場合、その融通した病床

（2）統合支援給付金

ア 統合関係医療機関の施設ごとに、平成30年度病床機能報告において、対象3区分として報告された病床の稼働病床数の合計から一日平均実働病床数までの間の削減について、対象3区分の病床稼働率に応じ、削減病床1床あたり（1）アの表に基づいて算出された額の合計額を支給する。病床稼働率については、平成30年度病床機能報告の数値を用いて算出するものとする。

なお、平成30年度病床機能報告から令和2年4月1日までに病床機能再編や休棟等により稼働病床数に変更があった医療機関については、平成30年度病床機能報告時の対象3区分の稼働病床数又は令和2年4月1日時点の対象3区分の稼働病床数のいずれか少ない方を基準とすること。

イ 一日平均実働病床数以下まで削減する場合は、一日平均実働病床数以下の削減病床に

については、1床あたり、2,280千円を支給する。

ウ アの算定にあたっては、統合関係医療機関間の病床融通数及び回復期機能への転換病床数及び介護医療院への転換病床数を除く。

エ 令和2年1月10日付け医政地発0110第1号「重点支援区域の申請について」に基づく重点支援区域として指定された統合関係医療機関については、アにより算定された金額に1.5を乗じて算定された額の合計額を支給する。

(3) 債務整理支援給付金

令和2年(2020年)4月1日から令和4年(2022年)3月31日までの間に、承継医療機関が統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために、金融機関から新たに受けた融資に対する利子の総額を支給する。

ただし、融資期間は20年、元本に対する利率は年0.5%を上限として算定する。

(申請に必要な書類等)

5 給付金の支給を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。

なお、統合支援給付金については、統合後も存続する医療機関から本給付金に関する事務を一括して取り扱う医療機関(以下「代表医療機関」という。)を定めるものとし、代表医療機関は、申請の受付及び給付金の受領について統合関係医療機関を代表して行うものとする。

(1) 単独支援給付金

ア 地域医療構想を推進するための単独支援給付金支給申請書兼口座振込依頼書(別記第1号様式)

イ 病床稼働率算出の根拠となる平成30年度病床機能報告の写し又は令和元年度の病床機能報告の写し等

ウ 病床機能再編事業計画書(病床削減が地域医療構想に資することを確認できる書類)(別記第2号様式)

エ 過年度に申請した地域医療構想を推進するための病床削減支援給付金支給申請書兼口座振込依頼書の写し(過年度に「病床機能再編支援事業費給付金のうち地域医療構想を推進するための病床削減支援給付金」により支給を受けている場合に限り。)

オ 病床融通に関する概要(地域医療連携推進法人による病床融通や医療法第30条の4第10項に基づく複数の公的医療機関等を含めた再編統合の特例等、複数の医療機関の病床機能の分化・連携の取組により病床を融通する場合に限り。)

(2) 統合支援給付金

ア 統合支援給付金支給申請書兼口座振込依頼書(代表病院以外の統合関係病院等の副署があるもの)(別記第3号様式)

イ 統合に関する計画書(以下の項目を必ず含むこととする。)

(i) 統合に関する合意の内容(合意日、統合後の医療体制、移転等を伴う場合は立地等)

(ii) 統合に関するスケジュール

(iii) 統合に関する資金計画(廃止病院に残債がある場合はその処理計画)

ウ 病床機能再編事業計画書(統合が地域医療構想に資することを確認できる書類)(別記第2号様式)

エ 病床稼働率算出の根拠となる平成30年度病床機能報告の写し又は令和元年度の病床機能報告の写し等

(3) 債務整理支援給付金

ア 債務整理支援給付金支給申請書兼口座振込依頼書(別記第4号様式)

イ 承継医療機関と廃止医療機関間の残債引継に関する申し合わせ書

ウ 引継債務の明細（以下の項目を必ず含むこととする。）

（i）借入金

債務の内容や用途（事業用資産の取得、運転資金等）を記載し、借入申込書、金銭消費貸借契約書等を添付すること。

（ii）買掛金、未払金その他の債務

債務の内容、金額及び相手先を記載すること。

エ 公認会計士等による意見聴取書（別記第5号様式）

オ 統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために、金融機関から新たに受けた融資の貸付契約書（廃止医療機関の残債の返済に関する融資である旨の記載があること。）の写し及びこれに係る償還年次表

カ 国税の納税証明書、社会保険料納入証明書及び労働保険料等納入証明書

キ 医療機関統合支援給付金の申請を行っている場合はその申請書の写し（既に給付決定を受けている場合は、給付決定通知書の写し）

ク 病床機能再編事業計画書（統合が地域医療構想に資することを確認できる書類）（別記第2号様式）

（支給の決定等）

6 知事は、給付金の申請があったときは、地域医療構想調整会議の議論の内容及び北海道医療審議会の意見を踏まえ、支給の申請を受けた病床削減又は統合が地域医療構想を実現するために必要なものであるかの判断を行い、支給を承認した場合は、給付金の申請を行った者に対し、給付金を支給する。

また、統合支援給付金について、給付金の支給を受けた代表医療機関は、給付金の分配について他の統合関係医療機関と協議するものとする。

なお、知事は、給付金の申請をした者が次のいずれかに該当する場合において、当該給付金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、相当の期間、当該申請に係る給付金の全部又は一部につき給付の決定をしないことができる。

- （1）虚偽の申請その他不正な手段により、給付金の給付を受けたとき。
- （2）国が交付する補助金その他の助成に関し、前号に規定する行為に類する行為をしたとき。
- （3）10（2）の規定により給付金の返還を命ぜられ、当該給付金の返還が完了していないとき。

（申請事項の修正）

7 知事は、給付金の申請があった場合において、適正な給付を行うため必要があると認めるときは、給付金の申請に係る事項につき修正を加えて給付金の給付の決定をすることができる。

（決定の通知）

8 知事は、給付金の支給の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を給付金の申請をした者に通知するとともに、給付金の支給をしないことの決定をしたときは、速やかにその決定の理由を付して当該給付金の申請をした者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

9 給付金の支給の申請をした者は、支給の決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る給付金の支給の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受理

した日から 10 日以内に、申請の取下げをすることができる。当該取下げがあった場合においては、当該申請に係る給付金の決定は、なかったものとみなす。

(支給の条件)

- 10 この給付金の支給の決定には、次の条件を付すものとする。
- (1) 給付金の支給を受けた者は、病床機能再編事業計画書の内容に基づき、地域医療構想に資する病床機能の連携・分化、統合等を進めるものとする。
 - (2) 給付金の支給を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、知事が定めた期限までに支給を受けた給付金の全額又は一部を返還しなければならない。
 - ア 統合支援給付金の支給を受けた者が統合に関する合意の達成が見込めなくなった場合（この場合において、削減病床数のみが合意の内容に至らなかったときは、実際の削減病床数により支給額を算出し直した額と支給済み額との差額を返還対象とする。）
 - イ 借入資金給付金の支給を受けた者が、融資先の変更や繰り上げ返済等により本給付申請時の元本の年率（上限 0.5 %）を下回ることとなり、新たな年率適用後の給付金残額が当初の年率を踏まえた給付金残額と比して上回ることとなった場合（この場合においては、上回ることとなった分の差額を返還対象とする。）
 - ウ 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認められる場合
 - エ 不正に他の給付金等（道以外の者が給付する給付金その他の助成を含む。）を重複して受領した場合
 - オ アからエまでに掲げる場合のほか、給付金の給付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
 - (3) 給付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。
 - (4) 給付金の返還を命ぜられ、当該給付金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがある。
 - (5) この給付金の支給に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければならない。

(その他)

- 11 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定めるものとする。